

「住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）」が 市民税・都民税に適用になります

住宅ローン控除は所得税にのみある制度でしたが、税源移譲により所得税と市民税・都民税の税率が変更され、所得税額が減額となり、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった場合は、申告により翌年度の市民税・都民税（所得割）から控除できます。

◆市民税課 田（☎460-9827）

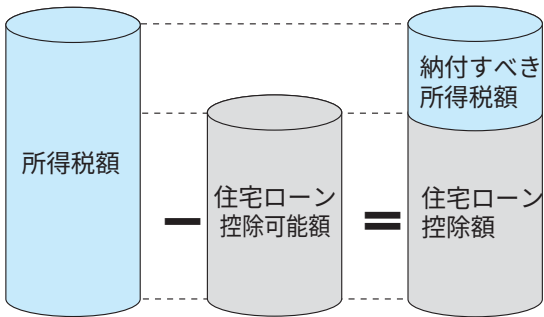


- 対象者 平成11年1月1日～平成18年12月31日までの間に入居した方で、次の①・②に該当する方
- ①税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額よりも大きくなり、控除しきれなくなった方
 - ②住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方
- 対象年度 平成20年度～平成28年度までの市民税・都民税
- 申告期限 毎年3月15日まで（土・日曜日の場合は翌月曜日）
※平成20年は3月17日（月）まで
- 申告用紙 市区町村、税務署で配布
（平成20年1月下旬から配布予定）

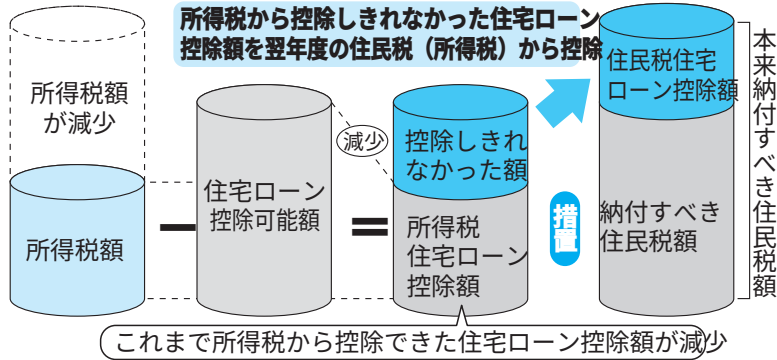
- 提出場所
- 所得税の確定申告をされない方
…源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
- 所得税の確定申告をされる方
…所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
- ※控除の適用を受ける年度の1月1日現在お住まいの市区町村に毎年申告書を提出する必要があります（確定申告の場合は所管の税務署）。
- ※平成20年度市民税・都民税の税額決定後の受け付けはできませんので、ご注意ください。
- ※詳細については、市報平成20年1月15日号・市HP（トップページ）→くらし→個人住民税（市・都民税）→住宅ローン控除をご覧ください。



税源移譲前



税源移譲後



申告が
必要です

平成18年度老人医療費の状況 ～医療費を大切に使いましょう～

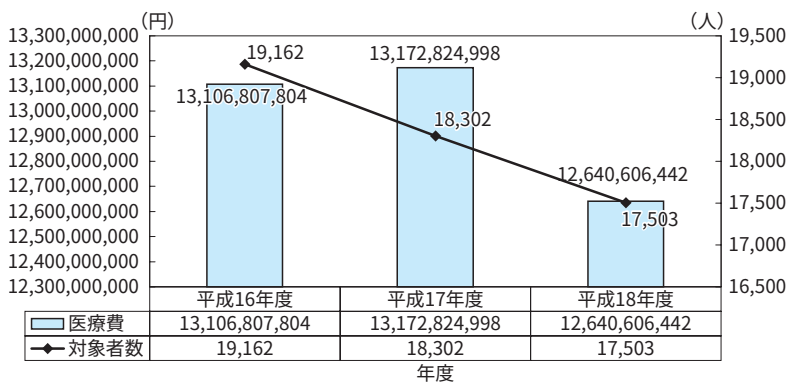
老人保健医療制度は、老人保健法に基づき、医療保険に加入する75歳以上の方（昭和7年9月30日以前生まれの方を含む）と、一定の障害のある65歳以上の方が対象となります。

市の平成18年度の老人医療費は126億4,061万円で前年度（平成17年度）と比べ、5億3,221万円（4.04%）減でした。月平均の受給対象者は1万7,503人で799人（4.37%）減となっています。年間1人あたりの医療費は72万2,197円になり、前年度と比べ、2,449円（0.34%）増となっています。

老人医療費は患者本人の一部負担金のほか、各種健康保険の加入者が納める保険料と、国・都道府県・市区町村の負担金によりまかなわれています。一人ひとりが日常生活で健康に気をつけて、次のことを心がけ、医療費を大切に使いましょう。

- ※病気の早期発見、早期治療に心がけましょう。
- ※医師にかかるときは、症状をきちんと説明しましょう。
- ※医師を信頼し、指示を守りましょう。
- ※やむを得ない場合を除いて、同じ病気でいくつもの違う医師にかかるのはやめましょう。
- ※信頼できるかかりつけ医師、かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ※定期的に健康診断を受けましょう。

老人保健対象者数と老人保健医療費の推移



◆健康年金課 田（☎460-9823）

違法駐車はみんなの迷惑 ～駐車場を利用しましょう～

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。車を駐車する際は、駐車場を利用するなどドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を「違法駐車等防止重点実施地域」に指定しています（図参照）。「違法駐車等防止重点実施地域」には、交通指導員を配置して、駐車を抑制する指導と啓発活動等を行っています。

駐車車両による事故原因

- ◎駐車車両に衝突する事故（特に夜間）
- ◎駐車車両があるため進路変更した際の事故
- ◎駐車車両前後の飛び出し事故
- ◎駐車車両による歩行者等の発見の遅れによる事故

◆道路管理課 保（☎438-4057）

